株主各位

大分県大分市大字鶴崎1995番地の1

# 小野建株式会社

代表取締役社長 小 野 建

# 第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成28年6月24日(金曜日)午前11時
- 2. 場 所 北九州市小倉北区浅野 2 丁目14番 2 号 リーガロイヤルホテル小倉 3 階 オーキッド
- 3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第67期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監 査結果報告の件
    - 2. 第67期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類の内容 報告の件

## 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役 の報酬等の額決定の件

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.onoken.co.jp)に掲載させていただきます。

# 添付書類

# 事 業 報 告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の金融経済政策により企業収益・雇用情勢の改善が進む一方、中国をはじめとするアジア新興国の減速の影響等が残ることから不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループにおきましては、従来からの基本戦略である「販売エリアの拡大」と「販売シェアの向上」の一環として、4月に鹿児島営業所倉庫取得、1月には愛媛県松山市に四国営業所倉庫新設、茨城県神栖市に東京支店鹿島センターの新設、千葉県浦安市に東京支店浦安センターの増設と設備投資を行いました。また、10月に福岡県久留米市に久留米営業所、1月に愛媛県新居浜市に新居浜営業所、3月に香川県丸亀市に丸亀営業所を新たに開設いたしました。業績につきましては、当連結会計年度の売上高は鋼材販売数量の増加ならびに完成工事高は増加しましたが、鋼材市況の下落により1,896億77百万円(前年同期比0.4%減)となりました。損益面におきましては売上原価の低減に努めたことにより、営業利益42億92百万円(前年同期比3.8%増)、経常利益44億88百万円(前年同期比3.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は33億4百万円(前年同期比1.1%増)となりました。平成27年度の配当金につきましては1株当たり19円の中間配当を実施し、期末配当につきましては、業績ならびに今後の販売エリア拡大戦略を積極的に進めるべく、今後の安定的な利益確保の為のビジョンを基に総合的に判断し、1株当たり23円とさせていただきました。これにより、当期の年間配当金は、1株当たり42円となりました。なお、期末配当金の支払開始日は平成28年6月27日とさせていただきます。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### ①九州・中国エリア

前期に対し鋼材販売数量の増加ならびに完成工事高が増加した結果、売上高は増加いたしました。利益につきましても売上高の増加ならびに完成工事高の増加により増加いたしました。その結果、外部顧客への売上高は1,009億3百万円(前年同期比2.2%増)セグメント利益は31億16百万円(前年同期比5.9%増)となりました。

#### ②関西・中京エリア

前期に対し鋼材販売数量の増加ならびに完成工事高が増加したものの、鋼材市況の下落により売上高は減少いたしました。利益につきましても倉庫新設による経費の増加により

減少いたしました。その結果、外部顧客への売上高は488億27百万円(前年同期比1.0%減) セグメント利益は4億1百万円(前年同期比12.1%減)となりました。

#### ③関東・東北エリア

前期に対し完成工事高は増加したものの、鋼材販売数量の減少と鋼材市況の下落により 売上高は減少いたしました。利益につきましては倉庫新設による経費が増加したものの、 売上原価の低減に努めたことにより増加いたしました。その結果、外部顧客への売上高は 399億46百万円(前年同期比5.7%減)セグメント利益は7億47百万円(前年同期比0.4% 増)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、90億61百万円であります。 その主なものは、東京支店浦安センター増設26億87百万円、東京支店鹿島センター新設 18億85百万円、大阪支店四国営業所新倉庫建設17億47百万円であります。

#### (3) 資金調達の状況

主要な設備投資に充当するための資金は、自己資金等により充当しております。

#### (4) 対処すべき課題

鉄鉱石・石炭・鉄スクラップ等の鉄鋼原材料価格の変動による鉄鋼商品市況の影響により、当社が属している鉄鋼流通業は市況の上昇による販売与信リスク、在庫金利負担の増加リスク、もしくは市況の下落による在庫の販売損ならびに評価損リスクの発生が企業経営に大きな影響を及ぼし、販売力・財務力などの差異により企業間格差は拡大傾向にあります。

このような環境の中、当社グループは企業間競争に勝ち残るため、下記の課題克服にチャレンジし続けてまいります。

- ① 「販売エリアの拡大」策として、出張販売から徐々に販売エリアを広げ、営業所の開設へとつなげることにより得意先への細やかな対応を目指してまいります。
- ② 「販売シェアの向上」策として最終ユーザーをターゲットとした川下戦略により、販売先の件数増加をはかり、販売力の強化及び与信リスク分散に努めてまいります。
- ③ 「大型物流倉庫の保有による多品種構成のスーパーマーケット型事業展開」を実現するため、各仕入先との関係強化、設備投資や在庫保有に必要な資金調達が柔軟に行えるよう財務体質の強化に尽力してまいります。さらに、付加価値の高い商品の販売向上や自社岸壁の保有など物流コストの削減を目指すことにより収益率を高めてまいります。
- ④ 商品販売のみならず工事請負事業にも注力し、付加価値の向上と市況に影響を受けに くい体制づくりを目指してまいります。
- ⑤ 与信管理の強化策として、回収条件の変更、与信調査の強化をはかってまいります。

⑥ 今後の事業展開を鑑み、人材の育成が急務であり、個々のレベルアップとともに組織力強化をはかるため、情報と業務の共有化の徹底に取り組んでまいります。さらに、人材確保におきましても、少子高齢化が進む中、人材の確保が難しくなっており、インターネット等を駆使し、幅広く会社の認知度を高め、世代のバランスを考えた新卒・中途の採用を積極的に行ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(百万円)

	区	分	第 64 期 平成25年3月期	第 65 期 平成26年3月期	第 66 期 平成27年3月期	第 67 期 平成28年3月期 (当連結会計年度)
売	上	高	149, 998	178, 653	190, 414	189, 677
経	常	利 益	3, 359	4, 982	4, 324	4, 488
親当	会社株主に 期 純	帰属する 利 益	3, 254	3, 760	2, 973	3, 304
1	株当たり当	期純利益	157円04銭	181円44銭	143円44銭	159円43銭
総	資	産	99, 466	119, 207	133, 060	128, 146
純	資	産	49, 200	52, 255	54, 468	56, 793
1	株当たり	純資産	2,369円37銭	2,515円61銭	2,628円04銭	2,740円23銭

## 〔第64期〕

9月に四国営業所を愛媛県松山市に開設いたしました。さらには3月1日に当社の100%連結子会社であった横浜鋼業株式会社を当社が吸収合併したことにより、経営資源の集約による経営の効率化、購買一元化による購買コストの削減、間接部門統合による管理コストの削減をはかることにより関西エリアのみならず、北陸・中国・四国・中部エリアでの顧客に対するサービスの向上と営業力を強化いたしました。業績につきましては、鋼材販売単価は下がったものの、鋼材販売数量ならびに完成工事高が増加したことにより当連結会計年度の売上高は、1,499億98百万円(前年同期比1.4%増)となりました。損益面におきましては完成工事高の増加ならびに販売数量の増加により、営業利益31億57百万円(前年同期比26.4%増)、経常利益33億59百万円(前年同期比26.9%増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益が大幅に増加した要因は、横浜鋼業株式会社の吸収合併に伴い、法人税法に基づく横浜鋼業株式会社の繰越欠損金を引き継いだことによる法人税等が減少したことであります。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は32億54百万円(前年同期比115.5%増)となりました。

#### 「第65期〕

10月に福山営業所を広島県福山市に開設、さらには兵庫県姫路市、大阪府堺市、群馬県高崎市、沖縄県沖縄市での新倉庫建設に着手いたしました。業績につきましては、政権交代による経済対策の強化で建設需要が増加し、鋼材販売単価は上昇するとともに鋼材販売数量ならびに完成工事高が増加いたしました。その結果当連結会計年度の売上高は、過去最高となる1,786億53百万円(前年同期比19.1%増)となりました。損益面におきましては売上高の増加と利益率の向上により、営業利益47億78百万円(前年同期比51.3%増)、経常利益49億82百万円(前年同期比48.3%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は過去に減損処理していた土地の売却による法人税等の減少もあり37億60百万円(前年同期比15.5%増)となりました。

#### 「第66期〕

5月に沖縄県沖縄市に小野建沖縄中部センター、7月に群馬県高崎市に小野建高崎センターを新設し、さらに1月に大阪府堺市に堺スチールセンターの増設、2月に兵庫営業所の新倉庫が完成し営業を開始いたしました。業績につきましては、鋼材販売数量の増加ならびに完成工事高が増加した結果、当連結会計年度の売上高は、過去最高となる1,904億14百万円(前年同期比6.6%増)となりました。損益面におきましては在庫単価が高止まりしている中、販売価格への転嫁が難航し、在庫販売における利益率が低下したことにより、営業利益41億33百万円(前年同期比13.5%減)、経常利益43億24百万円(前年同期比13.2%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は賃貸資産の売却等がありましたが29億73百万円(前年同期比20.9%減)となりました。

### 〔第67期〕

当連結会計年度の状況につきましては「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### (6) 重要な親会社及び子会社ならびに企業結合等の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
西日本スチールセンター株式会社	10百万円	99.5%	鋼板剪断加工・販売
三協則武鋼業株式会社	87百万円	99.9%	鋼板剪断加工・販売
小野建沖縄株式会社	5百万円	99.0%	鋼材卸売業

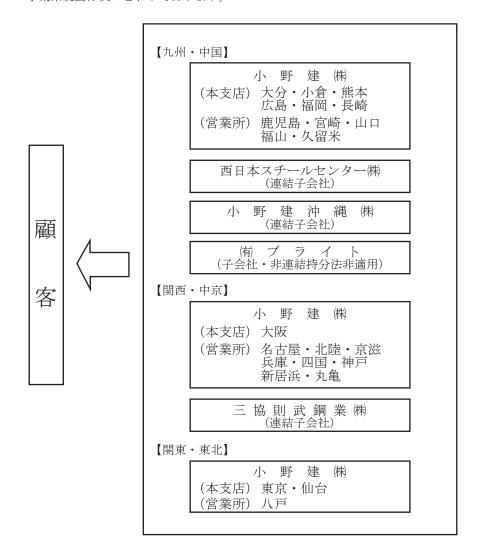
③ 重要な企業結合等の状況 該当事項はありません。

# (7) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

当社の企業集団は、当社と連結子会社3社及び非連結持分法非適用子会社1社で構成され、主に鉄鋼・建材商品の販売及び一部工事請負を国内各地域において行っており、各拠点において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「九州・中国」、「関西・中京」及び「関東・東北」の3つを報告セグメントとしております。

事業系統図は次のとおりであります。



## (8) **主要な営業所及び工場**(平成28年3月31日現在)

小野建株式会社 本店 大分市大字鶴崎1995番地の1

支店 小倉(北九州)、熊本、広島、福岡、長崎、大阪、東

京、仙台

営業所 八戸、鹿児島、宮崎、山口、名古屋、北陸(金沢)、

京滋(京都)、兵庫(姫路)、四国(松山)、福山、

神戸、久留米、新居浜、丸亀

西日本スチールセンター株式会社 北九州市小倉北区 三協則武鋼業株式会社 大阪府松原市 小野建沖縄株式会社 沖縄県那覇市

## (9) **従業員の状況**(平成28年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
600名(47名)	41名増(2名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、嘱託社員は() 内に外数で記載しております。

# (10) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
	百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	8, 164
株式会社西日本シティ銀行	6, 600
株式会社大分銀行	3, 400
株式会社池田泉州銀行	2, 000
株式会社北九州銀行	1,700
株式会社肥後銀行	1,700
株式会社広島銀行	1,600
株式会社三井住友銀行	1, 400
株式会社みずほ銀行	1, 400

# (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

50,000,000株

(2) 発行済株式総数

20,725,667株(自己株式519,163株を除く)

(3) 株主数

3,508名

(4) 大株主 (上位10名)

株	3	È	名	持	株	数	持	株	比	率
						千株				%
オー	エヌ	トラス	ト (株)		1,	509				7. 2
日本トラ	スティ・サービ	、ス信託銀行株	(信託口)		1,	460				7.0
小	野	哲	司			636				3.0
小	野		建			616				2. 9
小	野	信	介			616				2.9
小	野		明			615				2. 9
小	野	多	美 子			531				2.5
小	野	典	子			531				2.5
小	野	哲	也			522				2. 5
(株)	福	聞 銀	行			467				2. 2

- (注) 1. 持株数、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
  - 2. 持株比率は自己株式 (519千株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成26年1月23日取締役会決議)

	会計期間末現在 (平成28年3月31日)
新株予約権付社債の残高 (百万円)	5,000
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)	2, 960, 331
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)	1,689
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月24日 至 平成31年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 1,689 資本組入額 845
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	該当なし。 ただし、各本新株予約権の行使に際して は、各本新株予約権を出資するものとし、 当該本社債の価額は、当該本社債の額面金 額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

(注) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する自己株式数を除く。)をいう。

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定

の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株 予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する

資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

# 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 野 建	西日本スチールセンター㈱代表取締役社長
		小野建沖縄㈱代表取締役会長
代表取締役副社長	小 野 剛	大阪支店長
代表取締役専務	小 野 哲 司	
取 締 役	小 野 明	開発室長
取 締 役	小 野 信 介	管理統括本部長
取 締 役	大久保 隆 康	小倉支店長
取 締 役	高牟礼 厚	東京支店長
取 締 役	安 部 要 敬	鉄鋼本部長 (中国・九州エリア担当)
常勤監査役	西 政 勝	
監 査 役	古 庄 玄 知	弁護士法人古庄総合法律事務所 代表者社員弁護士
監 査 役	山上知裕	ひびき法律事務所 弁護士

- (注) 1. 監査役 古庄 玄知及び監査役 山上 知裕の両氏は、社外監査役であります。 なお、当社は、監査役 古庄 玄知及び監査役 山上 知裕の両氏を、東京証券取引所の定めに 基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 2. 監査役 西 政勝氏は、経理部門で経験を積んでおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 3. 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別な関係はありません。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等

	区 分		員 数	報酬等の総額
取	締	役	9名	245百万円
監	査	役	3名	10百万円
合 (う	ち社外役	計 員)	12名 (2名)	255百万円 (2百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額33百万円
  - 3. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第65期定時株主総会において年額6億円以内 と決議いただいております。
  - 4. 監査役の報酬限度額は、昭和63年9月30日開催の第39期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

### ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年6月26日開催の第66期定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し役員退職慰労金9百万円を支払っております。なお、金額の中には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労金の繰入額9百万円が含まれております。

# (3) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
  - イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

			取締役会	(9回開催)	監査役会	(9回開催)
			出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役	古庄	玄知	9回	100.0%	9回	100.0%
監査役	山上	知裕	9回	100.0%	9回	100.0%

## ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 古庄 玄知と山上 知裕の両氏は弁護士の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する金額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責をするものとしております。

### (4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された機関設計である監査等委員会設置会社に移行することで複数名の社外取締役を確保する方針を取締役会で決議し、平成28年6月24日開催の当社第67期定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案を上程しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

#### 新日本有限責任監査法人

## (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則により「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを決議いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、内部統制基本方針(業務の適正を確保するための体制に関する基本方針)を定めるとともに、適宜、その見直しを行う。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 使用人は職務分掌規程及び職務権限規程にしたがった職務を執行するにあたり、就業 規程等の関連諸規程により法令順守の理解及び研修による理解の強化を図っていく。

監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

## ② 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部 統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整 備し運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれ ば必要な是正措置を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程・文書取扱規程に従い議事録 を作成保存するとともに適切に管理を行う。

監査役は取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

与信管理規程・資金運用管理規程等の各種リスクに関する関連諸規程を整備し適切な 管理を行う。

取締役会は必要に応じて適時リスクに関する体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 適宜取締役会を開催し、意思決定の迅速な伝達を行っていく。
- ⑥ 事業報告作成会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制
  - イ. 当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とする。
  - ロ. 子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該内容の規程の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。
  - ハ.子会社の取締役のうち数名は当社役員もしくは従業員が兼務することとし、子会社 が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認するとともに子会社の 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する体制とする。
  - 二. 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、連結グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社へ事前協議等が行われ、当社の事前承認を求める体制とする。また、業績については定期的に業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制とする。
  - ホ. 監査役及び内部監査室は、定期的または臨時に子会社のコンプライアンス活動やリスク管理を含む当社グループ管理体制を監査し、取締役会等に報告する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に 関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
  - イ. 監査役の職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合または監査役の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査スタッフを置く。
  - ロ. 当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置く。また、当該 使用人の人事については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、 当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の 監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - イ. 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の取締役および使用人に対し報告を求めることができる。
  - ロ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業績に影響を与える重要な 事項、職務執行に関する法令ならびに定款違反、当社グループに損害を及ぼす恐れ のある事実を知った場合は、直ちに当社の監査役に報告する。
  - ハ. 当社は監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益 な処遇を一切行わない。

#### ⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、会計監査人、内部監査室と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。
- ロ. 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて弁護士等 の専門家を活用することができる。
- ハ. 当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を継続的に取組むべき基本方針と捉え、適宜、内容の見直しを図るとともに当社及び子会社への周知徹底を行っております。

また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期毎に内部統制の進捗状況を内部監査室に報告し、問題点を把握した場合若しくは疑義がある場合は監査役会に報告するとともに協議を行っております。

当事業年度においては、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づいた内部統制評価の 他、内部監査計画に基づき当社ならびに子会社の業務監査等を実施しております。

# (3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

# (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、内部留保の充実による企業体質の強化を図りつつ、安定かつ高い水準の利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の	部		部
科目	金額	科 目 金	額
流 動 資 産	76, 200	流動負債	63, 463
現金及び預金	2, 646	支払手形及び買掛金	27, 346
受取手形及び売掛金	53, 833	短 期 借 入 金	30, 264
商品及び製品	14, 206	一年以内返済予定の 長 期 借 入 金	294
原材料及び貯蔵品	1, 206	リース債務	7
繰延税金資産	397	未払法人税等	888
		賞 与 引 当 金	779
その他	3, 960	その他	3, 883
貸倒引当金	△50	固定負債	7, 889
固 定 資 産	51, 945	社 債	5, 014
(有形固定資産)	(50, 356)	長期借入金りカス債務	1, 170 9
建物及び構築物	16, 808	操延税金負債	94
	ŕ	(大)	482
機械装置及び運搬具	2, 093	退職給付に係る負債	641
土 地	26, 736	資産除去債務	174
リース資産	16	そ の 他	301
そ の 他	124	負 債 合 計	71, 353
建設仮勘定	4, 577	純資産の	部
(無形固定資産)	(136)	株 主 資 本	56, 516
		資 本 金	3, 780
のれん	4	資本剰余金	3, 509
そ の 他	132	利益剰余金	49, 829
(投資その他の資産)	(1, 452)	自己株式	△602
投 資 有 価 証 券	846	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	<b>276</b> 271
長 期 貸 付 金	10	繰延ヘッジ損益	△22
従業員に対する長期貸付金	23	退職給付に係る調整 累 計 額	28
そ の 他	706	非支配株主持分	0
貸 倒 引 当 金	△134	純 資 産 合 計	56, 793
資 産 合 計	128, 146	負債及び純資産合計	128, 146

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

	科			目	金	額
売		上	高			189, 677
売	上	原	価			174, 800
	売	上 総	利	益		14, 876
販	売 費 及	び 一 般	管 理 費			10, 584
	営	業	利	益		4, 292
営	業	外业	又 益			
	受	取	利	息	7	
	仕	入	割	링	115	
	受	取	家	賃	52	
	そ	0)	)	他	155	330
営	業	外 費	貴 用			
	支	払	利	息	65	
	売	上	割	引	56	
	そ	0)	)	他	12	134
	経	常	利	益		4, 488
特	別	利	益			
	固 定	資 産	売	却 益	28	28
特	別	損	失			
	固 定	資 産	除	却 損	8	
	そ	0)	)	他	0	9
	税金等	等調 整 前	〕 当 期 ;	純利益		4, 507
	法人称	. 住民	税及び	事 業 税	1, 313	
	法 人		調	整 額	△109	1, 203
	当	期 純				3, 304
		株主に帰属				0
	親会社	株主に帰属	する当其	期純利益		3, 304

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

			株	主	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		3, 780	3, 509	47, 333	△602	54, 020
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当				△808		△808
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				3, 304		3, 304
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						_
当連結会計年度変動額合計		_	_	2, 496	△0	2, 495
当連結会計年度期末残高		3, 780	3, 509	49, 829	△602	56, 516

	そ	の他の包括	舌利 益 累 計	· 額	-16-+		
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付 に 係 る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	#支配株主 持 分	純資産合計	
当連結会計年度期首残高	431	1	14	447	0	54, 468	
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当						△808	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3, 304	
自己株式の取得						$\triangle 0$	
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△160	△23	13	△171	0	△171	
当連結会計年度変動額合計	△160	△23	13	△171	0	2, 324	
当連結会計年度期末残高	271	△22	28	276	0	56, 793	

# 連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
  - (1) 連結の範囲に関する事項
    - ① 連結子会社3社の名称

西日本スチールセンター株式会社

三協則武鋼業株式会社

小野建沖縄株式会社

② 非連結子会社の名称

有限会社ブライト

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除外しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法を適用した非連結子会社はありません。
  - ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称 有限会社ブライト

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- (3) 連結の範囲の変更に関する事項 該当事項はありません。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
- (5) 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ロ たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除 く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物

10~50年

機械装置及び運搬具

4~14年

その他(工具、器具及び備品) 4~10年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期 間(5年)に基づいております。また、借地権については、残存期間に基づく定額法によってお ります。

#### ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 及び破産更生債権等については、財務内容評価法によっております。

#### 口 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上して おります。

#### ハ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発 生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計 上しております。

#### 二 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上して おります。

#### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

#### イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方 法については、期間定額基準によっております。

#### ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ロ その他の工事
- 工事完成基準 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
  - イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

鉄鋼商品の輸入及び輸出による外貨建予定取引の為替変動に対するヘッジとして、為替予約取 引を行っております。

ハ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする取引を行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

当社のリスク管理方針に従って、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。

- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (6) 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結

会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

#### 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

14,464百万円

(3) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

預金	112百万円
計	112百万円

② 上記に対応する債務

買掛金	6百万円
計	6百万円

(4) 国庫補助金による有形固定資産の圧縮累計額

土地圧縮累計額

22百万円

#### 3. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期 首 の 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式				
普通株式	21, 244, 830株	_	_	21, 244, 830株
自己株式				
普通株式	519,050株	113株	_	519, 163株

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。

(3) 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

① 平成27年5月15日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類普通株式配当の原資利益剰余金配当金の総額414百万円1株当たりの配当額20.00円

 基準日
 平成27年3月31日

 効力発生日
 平成27年6月29日

② 平成27年11月6日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類普通株式配当の原資利益剰余金配当金の総額393百万円1株当たりの配当額19.00円

 基準日
 平成27年9月30日

 効力発生日
 平成27年12月7日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年5月16日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類普通株式配当の原資利益剰余金配当金の総額476百万円1株当たりの配当額23.00円

 基準日
 平成28年3月31日

 効力発生日
 平成28年6月27日

# (5) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
目的となる株式の種類	普 通 株 式
目的となる株式の数	2, 960, 331株
新株予約権の残高	1,000個

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、 実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当連結会計年度の決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの 差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	2, 646	2, 646	_
(2) 受取手形及び売掛金	53, 833	53, 833	_
(3) 投資有価証券	773	773	_
資産計	57, 253	57, 253	_
(1) 支払手形及び買掛金	27, 346	27, 346	_
(2) 短期借入金	30, 264	30, 264	_
負債計	57, 610	57, 610	_
デリバティブ取引 (*)	△22	△22	_

- (\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。

#### デリバティブ取引

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額73百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,740円23銭

(2) 1株当たり当期純利益

159円43銭

# 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の	部	負債の部	, , , , ,
科目	金額	科目金	額
流 動 資 産	73, 329		9, 197
現金及び預金	2, 438		6, 374
受 取 手 形	25, 801		3, 264
売 掛 金	25, 140	リース債務	6
商品及び製品	13, 205	未 払 金	644
前渡金	3, 510	未払費用	181
前払費用	32	未払法人税等	605
操延税金資産	290	前 受 金   1 預 り 金	1, 778 31
関係会社短期貸付金	2, 865	頭 9 金   前 受 収 益	23
その他	70	賞 与 引 当 金	609
貨倒引当金	∆25	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	676
	46, 637		6, 664
固定資産			5, 014
(有形固定資産)	(44, 512)	リース債務	8
建物	12, 762	退職給付引当金	623
構築物	3, 680	役員退職慰労引当金	465
機械装置	1, 472	資 産 除 去 債 務	169
車 両 運 搬 具	26	繰延税金負債	81
器 具 備 品	97	そ の 他	301
土 地	26, 010		5, 862
リース資産	14	純資産の部	
建設仮勘定	447	I I	3, 854
(無形固定資産)	(125)		3, 780
借 地 権	68		<b>3, 509</b> 3, 494
ソフトウェア	38	その他資本剰余金	14
そ の 他	17		7, 168
(投資その他の資産)	(2, 000)	利益準備金	366
投資有価証券	832	I I	6, 802
関係会社株式	591	固定資産圧縮積立金	715
出資金	31	特別償却準備金	176
長期貸付金	10		9,000
従業員に対する長期貸付金	22		6, 909
			△602
	134	評価・換算差額等	250
長期前払費用	57	その他有価証券評価差額金	272
その他	454	繰延ヘッジ損益	△22
貸倒引当金	△134		1, 105
資 産 合 計	119, 967	負債及び純資産合計 119	9, 967

# 損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

	乖	¥				目		金	額
売			上		高				176, 637
売		上		原	価				163, 603
	売		上	総	利		益		13, 034
販	売	費及	びー	般 管	理 費				9, 709
	営		業		利		益		3, 325
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	13	
	仕		入		割		引	102	
	受		取		家		賃	51	
	そ			0)			他	165	333
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	56	
	売		上		割		引	53	
	そ			0)			他	0	110
	経		常		利		益		3, 547
特		別		利	益				
	固	定	資	産	売	却	益	28	28
特		別		損	失				
	古	定	資	産	除	却	損	8	
	そ			0)			他	0	9
	税	引	前	当 期		利	益		3, 567
				民 税		事 業	税	956	
	法	人	税 	等	調	整	額	△75	880
	当		期	純	利		益		2, 686

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

			株		主		i	資		本		
		資	本 剰 余	金	利	益	秉	則	余	金		
	資本金		2 の 41	咨太利公公		そ(	の他利	益剰分	全 金	到光副令令	自己株式	株主資本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	固 定 資 産 圧縮積立金	特別償却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計		合 計
当期首残高	3, 780	3, 494	14	3, 509	366	686	203	29, 000	15, 034	45, 289	△602	51, 976
当 期 変 動 額												
固定資産圧縮 積立金の積立						29			△29	_		_
特別償却準備金 の 取 崩							△26		26	_		_
剰余金の配当									△808	△808		△808
当期純利益									2, 686	2, 686		2, 686
自己株式の取 得											△0	△0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)												_
当期変動額合 計	_	_	_	_	_	29	△26	_	1, 875	1, 878	△0	1, 878
当期末残高	3, 780	3, 494	14	3, 509	366	715	176	29, 000	16, 909	47, 168	△602	53, 854

	評			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	429	1	430	52, 407
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮 積立金の積立				_
特別償却準備金 の 取 崩				_
剰余金の配当				△808
当期純利益				2, 686
自己株式の取 得				△0
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	△156	△23	△180	△180
当期変動額合 計	△156	△23	△180	1, 697
当期末残高	272	△22	250	54, 105

# 個 別 注 記 表

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- ① 資産の評価基準及び評価方法
  - イ 有価証券

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

- ② 固定資産の減価償却の方法
  - イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く) については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10~47年

構築物 10~50年

機械装置 5~12年

車両運搬具 4~6年

器具備品 4~10年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。また、借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ③ 引当金の計上基準
  - イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及 び破産更生債権等については、財務内容評価法によっております。 口 當与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

ハ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

二 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

ホ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ロ その他の工事 工事完成基準
- ⑤ ヘッジ会計の方法
  - イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

鉄鋼商品の輸入及び輸出による外貨建予定取引の為替変動に対するヘッジとして、為替予約取引 を行っております。

ハ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする取引を行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

当社のリスク管理方針に従って、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。

- ⑥ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - イ 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

ロ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

#### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額

11,731百万円

(3) 保証債務等の残高

保証債務

買掛金債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

小野建沖縄株式会社

53百万円

金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

三協則武鋼業株式会社

3,464百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

140百万円

短期金銭債務

406百万円

(5) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

イ 担保に供している資産

預金112百万円計112百万円

ロ 上記に対応する債務

 買掛金
 6百万円

 計
 6百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売上高 1,878百万円 仕入高 4,218百万円 販売費及び一般管理費 21百万円 営業取引以外の取引高 20百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首の 株 式 数	当事業年度増加株 式 数	当事業年度減少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
自己株式				
普通株式	519,050株	113株	_	519, 163株
合計	519,050株	113株	_	519, 163株

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買い取りによる増加であります。

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	58百万円
未払事業所税	5百万円
貸倒引当金	48百万円
賞与引当金	187百万円
退職給付引当金	189百万円
役員退職慰労引当金	141百万円
投資有価証券評価損	46百万円
出資金評価損	32百万円
その他	123百万円
繰延税金資産小計	834百万円
評価性引当額	△86百万円
繰延税金資産合計	748百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△98百万円
固定資産圧縮積立金	△313百万円
特別償却準備金	△77百万円
その他	△49百万円
繰延税金負債合計	△539百万円
繰延税金資産の純額	208百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産-繰延税金資産 290百万円 81百万円

固定資産-繰延税金負債

### 7. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)	
子会社	西日本スチール	チール 鉄塩 ・建まれる	鉄鋼・建材商品	所有 直接 99.5	商品の売買	資金の貸付 ※1	△440	関係会社短期貸付金	580	
十芸红	社 センター ㈱ 10 販売事業	販売事業	直接 99.5 間接 0.5	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取 ※2	2	-	_		
		別武鋼業㈱ 87 鉄綱・建材商品 販売事業			- 本日の書冊	資金の貸付 ※1	1, 735	関係会社短期貸付金	1, 815	
子会社	三協則武鋼業㈱		所有 直接 99.9	商品の売買 役員の兼任 資金の貸付 債務保証	利息の受取 ※2	1	_	_		
					1月 / 75 / 木 証	債務保証 ※3	3, 464	_	_	
7.4	小野建物细胞	ト野建沖縄(株) 5 鉄鋼・建材商品	所有	商品の売買役員の兼任	資金の貸付 ※1	△180	関係会社短期貸付金	470		
子会社	小野煙冲縄㈱	小野建沖縄㈱	5	販売事業	所有 直接 99.0 間接 1.0	資金の貸付	利息の受取 ※2	1	_	_

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - ※1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、 資金の貸付の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。
    - ※2. 利息の受取については、資金の貸付にかかる受取利息であります。
    - ※3. 金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。なお、保証料の受領は行っておりません。

### 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,610円53銭

(2) 1株当たり当期純利益

129円64銭

### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

小野建株式会社

取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 行 一 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渋 田 博 之 印業務執行社員 公認会計士 渋 田 博 之 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小野建株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部がある整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

一当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小野建株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

小野建株式会社

取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 行 一 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渋 田 博 之 印業務執行社員 公認会計士 渋 田 博 之 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小野建株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社 及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社 については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要 に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につい ても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

小野建株式会社 監查役会 常勤監查役 西 政 勝 印 社外監查役 古 庄 玄 知 印 社外監查役 山 上 知 裕 即

以上

# 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
  - ① 本社機能として管理統括本部を福岡県北九州市に設置しており、業務の効率化をはかるため、本店所在地の移転を行うものであります。
  - ② 当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実を図るという観点から、平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)により新たに導入された監査等委員会設置会社への移行を行うものであります。そのため、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

また、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することができるようにし、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第2条(条文省略)	第1条~第2条(現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は本店を大分県大分市に置く。	第3条 当会社は本店を <u>福岡県北九州市</u> に置
(機 関)	<. □
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ	(機 関)
か、次の機関を置く。	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ
(1) 取締役会	か、次の機関を置く。
(2) <u>監査役</u>	(1) 取締役会
<u>(3)監査役会</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(4)</u> 会計監査人	(削 除)
第5条~第18条(条文省略)	<u>(3)</u> 会計監査人
第4章 取締役および取締役会	第5条~第18条(現行どおり)
(員 数)	第4章 取締役および取締役会
第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。	(員 数)
(新 設)	第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締</u>
	<u>役を除く。)</u> は、12名以内とする。
(選任方法)	2 当会社の監査等委員である取締役は4
第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任	<u>名以内とする。</u>
する。	(選任方法)
	第20条 取締役は、株主総会において監査等委員
2 (条文省略)	である取締役とそれ以外の取締役とを区
3 (条文省略)	<u>別して</u> 選任する。
	2 (現行どおり)
	3 (現行どおり)

### 現行定款

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>22</u>条 取締役は、その決議によって代表取締役 を選定する。
  - 2 (条文省略)

### 第23条(条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第<u>24</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

変更案

(任期)

- 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員で ある取締役の補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期は、退任した監 査等委員である取締役の任期の満了する 時までとする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当会社は、会社法第399条の13第6 項に基づき、取締役会の決議によって重要 な業務執行の決定の全部または一部を取 締役に委任することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>23</u>条 取締役は、その決議によって代表取締役を を<u>取締役(監査等委員である取締役を除</u> く。)の中から選定する。
  - 2 (現行どおり)
- 第24条(現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第<u>25</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開催する ことができる。

### 現行定款

### 第25条~第26条(条文省略)

(報酬等)

対価として当会社から受ける財産上の利 益(以下、「報酬等」という。)は、株主 総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

### 第28条(条文省略)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、社外取締役との間に、任務を怠 ったことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は、法令が規 定する金額とする。

第5章 監査役および監査役会 第29条~第36条(条文省略)

(新 設)

(新 設)

第6章 計算

第37条~第40条(条文省略)

### 変 更 案

第26条~第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の | 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利 益(以下、「報酬等」という。)は、株主 総会の決議によって定める。ただし、監査 等委員である取締役の報酬とそれ以外の 取締役の報酬とは、区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 (現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、取締役(業務執行取締役等であ るものを除く。)との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は、法令が規定す る金額とする。

第5章 監査等委員会

(削 除)

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日 前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令また は本定款のほか、監査等委員会において定 める監査等委員会規程による。

第6章 計算

第32条~35条(現行どおり)

現行定款	変 更 案
	附則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
(新 設)	第1条 当会社は、第67期定時株主総会終結前の
	行為について、会社法第426条第1項の規定
	により、任務を怠ったことによる監査役(監
	査役であったものを含む。) の損害賠償責任
	を法令の限度において取締役会の決議によ
	<u>って免除することができる。</u>
(新 設)	第2条 第3条 (本店の所在地) の変更は、平成2
	8年7月1日をもって効力が生じるものと
	する。なお、本条は、平成28年7月1日を
	<u>もって削除する。</u>
(新 設)	第3条 第3条を除く規定は、平成28年6月24
	日開催の第67期定時株主総会終結の時を
	 則は効力発生時をもって削除する。_

### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員(8名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地	位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	が 野 建 (昭和27年1月1日生)	昭和50年4月 昭和53年10月 昭和58年8月 平成2年4月 平成7年6月 平成14年8月	当社入社 当社取締役小倉支店次長 当社取締役小倉支店長兼大阪営業所長 当社代表取締役社長(現任) 西日本スチールセンター株式会社 代表取締役社長(現任) 小野建沖縄株式会社 代表取締役会長(現任)	616,000株
2	が 野 剛 (昭和55年3月17日生)	平成17年10月 平成21年4月 平成22年6月 平成23年6月 平成25年6月	当社入社 当社大阪支店鉄鋼部部長 当社取締役大阪支店副支店長 当社取締役大阪支店長 当社代表取締役副社長 兼大阪支店長(現任)	39,000株
3	小野哲司 (昭和32年11月16日生)	昭和55年4月 平成元年9月 平成2年10月 平成3年4月 平成7年6月 平成15年6月	当社入社 当社取締役大分本店長 当社取締役社長室長 当社取締役管理統括本部長兼経理部長 当社常務取締役管理統括本部長 当社代表取締役専務 管理統括本部長 当社代表取締役専務(現任)	636, 500株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地	位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
4	が 野 明 (昭和43年8月24日生)	平成8年4月 平成15年1月 平成15年6月	当社入社 当社開発室長 当社取締役開発室長(現任)	615, 600株
5	ボ 野 信 芥 (昭和45年5月24日生)	平成9年4月 平成15年1月 平成15年6月 平成18年4月	当社入社 当社福岡支店管理部長 当社取締役福岡支店管理部長 当社取締役管理統括本部長(現任)	616, 000株
6	大久保隆康 (昭和27年10月16日生)	昭和50年3月 平成14年1月 平成18年4月 平成19年6月	当社入社 当社小倉支店建機部長 当社小倉支店副支店長 当社取締役小倉支店長(現任)	6, 100株
7	高 牟 礼 厚 (昭和34年8月26日生)	昭和58年3月 平成9年7月 平成12年4月 平成19年6月	当社入社 当社東京営業所所長 当社東京支店長 当社取締役東京支店長(現任)	600株

<sup>(</sup>注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	西 政 勝 (昭和27年5月1日生)	昭和47年3月 当社入社 平成13年1月 当社小倉支店経理部長 平成24年6月 当社常勤監査役(現任)	8,100株
2	古 庄 玄 知 (昭和32年12月23日生)	昭和60年4月     古庄玄知法律事務所開設       平成16年6月     弁護士法人 古庄総合法律事務所認       同法人代表者社員弁護士(現任)       平成16年6月     当社監査役(現任)	安立 一株
3	世 上 知 裕 (昭和26年6月21日生)	平成5年4月 ひびき法律事務所開設 同弁護士 (現任) 平成24年6月 当社監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 古庄 玄知氏及び山上 知裕氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 古庄 玄知氏及び山上 知裕氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知見を 当社の監査に反映していただくことを期待するためであり、また、過去に社外取締役となるこ と以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、当社社外監査役としてのこれま での職務遂行状況等から、同氏が社外取締役として適任であると判断したためであります。
  - 4. 当社と古庄 玄知氏及び山上 知裕氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める範囲内に限定する契約を締結しており、両氏が取締役に就任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。また、第1号議案が原案通り承認可決された場合には、西 政勝氏が取締役に就任された場合においても、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
  - 5. 古庄 玄知氏及び山上 知裕氏が取締役に就任された場合には、両氏を独立役員として指定し、 東京証券取引所に届け出る予定であります。

### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	廣瀬 友 明 (昭和31年9月19日生)	昭和55年2月 当社入社 平成18年4月 当社小倉支店管理部長(現任)	2,000株
2	福 田 孝 一 (昭和31年7月7日生)	平成2年5月 福田孝一公認会計士事務所開設	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 福田 孝一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
  - 3. 福田 孝一氏は、過去に会社経営に直接関与されたことはありませんが、公認会計士としての専門的知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - 4. 当社は、福田 孝一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条 第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める範囲内に限定する契 約を締結する予定であります。

# 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬 等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成26年6月27日開催の第65期定時株主総会において年額6億円以内と決議いただいておりますが、当社は、第1号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を「年額6億円以内」、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額30百万円」と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役8名でありますが、第1号議案から第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名、監査等委員である取締役は3名となります。

### 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役 安部 要敬氏及び監査役 西 政勝氏、古庄 玄知氏、山上 知裕氏は、本総会の終結 の時をもって退任されますので、在任中の労に報いる為、当社における一定の基準に従い相当 額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役ついては取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

	氏	名			略	歴
安	部	要	<sub>ゆき</sub> 敬	平成21年6月	当社取締役 (現任)	
西西		st 政	勝	平成24年6月	当社常勤監査役(現代	£)
古	庄	玄	知	平成16年6月	当社監査役 (現任)	
やま山	上	는 知	vs 裕	平成24年6月	当社監査役 (現任)	

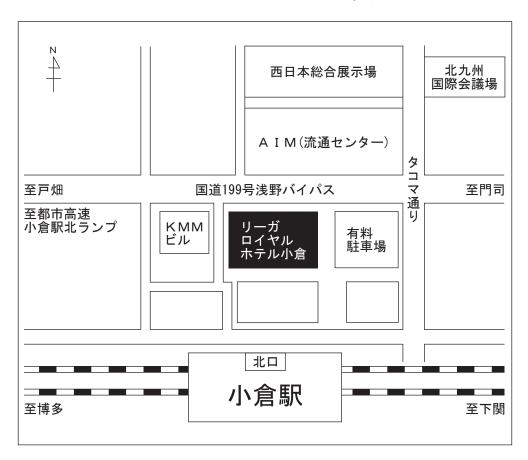
以上

N	ИЕМО

N	ИЕМО

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

北九州市小倉北区浅野2丁目14番2号 リーガロイヤルホテル小倉 3階 オーキッド



○小倉駅(北口)より徒歩約1分



